たかやま労基署だより（R8.10）　高山労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
～ しごとより、いのち ～

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。
国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

① 長時間労働の削減
② 過重労働による健康障害防止
③ メンタルヘルス対策
④ ハラスメントの予防・解決
⑤ 働き方の見直し
⑥ 相談体制の整備



11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

過労死等防止対策推進シンポジウム

参加無料

労働災害発生状況（９月末）

休業4日以上で（　）は死亡者数。　新型コロナウイルス感染症によるものは除く。

	令和8年		令和7年		対前年比 増減数、増減率		令和6年同期（参考）	
全産業	122	（1）	124	（1）	-2	-1.6%	121	（2）
製造業	26		32		-6	-18.8%	28	
建設業	16	（1）	18	（1）	-2	-11.1%	28	（2）
運送業	6		8		-2	-25.0%	4	
林業	12		11		1	9.1%	10	
小売業	10		8		2	25.0%	4	
社福祉	3		9		-6	-66.7%	12	
旅館業	9		8		1	12.5%	13	
その他	40		30		10（注）	33.3%	22	

（注） その他の内訳は農業5件増、飲食店1件増、その他の商業1件増、その他の接客娯楽業3件増

【説明会のお知らせ】 労働衛生対策セミナー

日 時：令和8年12月4日（金）午後1時30分～午後4時

場 所：飛騨・世界生活文化センター　大会議室

【主な内容】
1　労働衛生の課題について
2　心の健康づくり～働く仲間がゲートキーパー～
3　職場におけるハラスメント対策

参加ご希望の方は一般社団法人飛騨地区労働基準協会連合会までお問い合わせください（0577－32－2453）。

【死亡災害発生状況】

9月23日に下呂市内の伐採工事現場で、被災者（62歳）がチェーンソーを使って立木（長さ約20m）を伐倒したところ、近くで根元が腐ってかかり木となっていた枯れ木（長さ約12m）が倒れて、被災者に激突し、外傷性ショック等にて死亡したものです。

対策

- かかり木は放置しない。
- 適切な機器を使って かかり木を予め処理する。

